

愛媛県工事検査規程

(昭和63年4月1日 告示第509号)

(趣旨)

第1条 県が発注する土木工事（農業土木工事、森林土木工事及び水産土木工事を含む。）及び建築工事等（以下「工事」という。）の検査（以下「検査」という。）については、この規程の定めるところによる。

(検査の目的)

第2条 検査は、工事の出来形について、調査検測し、工事請負契約書（以下「契約書」という。）並びに設計書、図面、愛媛県土木工事共通仕様書（平成18年6月愛媛県告示第986号）、特記仕様書、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書（以下「設計図書」という。）と照合して、工事の適否を判定するとともに、工事の的確厳正かつ能率的な施工を期すことを目的とする。

(検査の区分及び種類)

第3条 検査の区分は、本庁の検査員が行う検査（以下「本庁検査」という。）と地方機関の検査員が行う検査（以下「機関検査」という。）とし、その種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査
 - (2) 既成部分検査
 - (3) 中間検査
 - (4) 材料検査（設備機械器具等の検査を含む。以下同じ。）
- 2 本庁検査及び機関検査の区分の範囲については、出納局長が定める。

(検査員)

第4条 本庁検査に係る検査員は、出納局長が命ずる。

2 機関検査に係る検査員は、各工事を所管する地方局長が命ずる。

第5条 検査員は、関係者に対し、検査に必要な労務の提供、機械器具、関係書類その他の物件の提供又は説明を求めることができる。

(検査の実施)

第6条 検査は、実地において行わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 特殊なものの検査について、公的な説明又はこれに類するものをもって検査に代えることができる場合
- (2) 図面、写真又は書類等により、工事の適否の判定に支障がない場合

第7条 検査は、現状のまま行わなければならない。ただし、地下、水中等で外部から確認しがたい部分又はコンクリートの品質及び強度、舗装厚さ等外形で判定し難いものの検査については、軽微な破壊検査又は中間検査、既成部分検査及び工事中の写真、施工管理試験等の資料により認定することができる。

2 前項に規定する検査のほか、工事が設計図書に適合していない場合等で検査員が特に必要があると認めるときは、破壊検査を行うことができる。

(検査の立会い)

第8条 検査には、当該検査に係る工事の監督員が立会しなければならない。

2 出納局長又は地方局長は、検査に当たっては、当該検査に係る工事の請負者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は専門技術者を立会いさせなければならない。

(検査の準備)

第9条 工事の請負者から工事完成届又は既成部分検査請求書の提出があった場合は、当該工事の監督員は、直ちに調査を行い、適当と認めるときは、工事完成（既成部分）出来形調書（様式第1号）及び出来形展開図（これを作成できない場合にあっては、出来形図とする。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 各工事を所管する部長（以下「部長」という。）又は地方局長は、本庁検査を行う工事について、当該工事の請負者から工事完成届又は既成部分検査請求書の提出があった場合は、当該書類に次に掲げる書類及び図面を添付して出納局長に送付しなければならない。

- (1) 設計図書で監督員の検査を受けて使用すべきものと指定した工事の材料に係る材料検査表（様式第2号）
- (2) 工事完成（既成部分）出来形調書
- (3) 出来形展開図

第10条 部長又は地方局長は、検査に備え、次に掲げる書類及び図面を整備しておかなければならない。

- (1) 契約書、設計図書、査定設計書及び全体設計書又は全体計画書
- (2) 契約書に基づく指示書、承諾書、協議書等
- (3) 材料検査表並びに材料試験、性能試験、品質管理試験等の資料及び各種証明書等
- (4) 工事完成（既成部分）出来形調書
- (5) 出来形展開図及び配線配管図
- (6) 工事中の写真及び完成写真
- (7) その他の関係書類

2 地方局長は、検査時までには、測点及び仮水準点その他特殊なくい等は、工事の請負者をして、これを存置し、又は判明するようにさせておかなければならない。

(完成検査)

第11条 完成検査は、既成部分検査又は中間検査において既に検査した部分を含み、すべての部分について行うものとする。

2 検査員は、完成検査を終えた場合は、工事検査復命（済通知）書（様式第3号）を作成し、本庁検査の検査員にあっては工事検査復命書を出納局長に、工事検査済通知書を部長又は地方局長に、機関検査の検査員にあっては工事検査復命書を地方局長に提出しなければならない。

3 工事検査復命書及び工事検査済通知書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 工事完成出来形調書
- (2) 出来形展開図及び配線配管図
- (3) 工事中の写真及び完成写真
- (4) その他必要な資料

(検査済証の交付)

第12条 検査員は、完成検査の結果、工事の完成を確認したときは、工事完成検査済証（様式第4号）を工事の請負者に交付しなければならない。

(指示)

第13条 検査員は、完成検査の結果に基づき、工事の目的物に影響を与えない事項のうち、工事の請負者が行う必要があると認められる軽易な事項について、関係者に必要な

指示を与えることができる。

(修補工事の請求)

第14条 検査員は、完成検査の結果、工事の目的物が設計図書に不適合で修補工事が必要であると認めた場合は、修補工事請求書（様式第5号）に修補工事設計書（図面を含む。以下同じ。）を添付して、工事の請負者に修補工事を請求し、これを施工させなければならない。

2 検査員は、前項の規定により修補工事を請求したときは、工事検査復命書及び工事検査済通知書にその旨を記載しなければならない。

(修補工事完了届の提出)

第15条 工事の請負者は、修補工事が完了した場合は、修補工事完了届（様式第6号）を検査員に提出しなければならない。

2 前条の規定は、検査員が修補工事の目的物が修補工事設計書に不適合で更に修補工事が必要であると認めた場合について準用する。

(工事成績)

第16条 検査により完了を確認した工事については、別に定めるところにより、その成績を評定しなければならない。この場合において、完成検査により完成を確認した工事については、評定した成績を工事の請負者に通知しなければならない。

(既成部分検査)

第17条 既成部分検査は、工事の請負者の請求に基づき行うものとする。この場合において、既成部分の出来形に修補を要する部分があるときは、その部分の出来形を既成部分出来形から削除しなければならない。

2 検査員は、既成部分検査に当たっては、修補工事及び設計変更の要否、工期内完成の見通し等について検討しなければならない。

3 検査員は、既成部分検査を終えた場合は、既成部分検査確認書（様式第7号）を工事の請負者に交付しなければならない。

4 第11条第2項及び第3項並びに第13条の規定は、既成部分検査について準用する。

5 第14条及び第15条の規定は、既成部分検査後の修補工事について準用する。

(中間検査)

第18条 中間検査は、工事の施工の途中において、部長又は地方局長が必要と認めた場合に、適宜行うことができる。

2 第11条第2項、第13条及び前条第2項の規定は、中間検査について準用する。この場合において、中間検査に係る工事検査復命書及び工事検査済通知書には、工程表と実績とを対比した書類その他必要な書類を添付しなければならない。

3 第14条及び第15条の規定は、中間検査後の修補工事について準用する。

(材料検査)

第19条 監督員は、設計図書で監督員の検査を受けて使用すべきものと指定した工事の材料について、材料検査表を作成しなければならない。

(相違意見の提出)

第20条 検査員は、検査において、立会人その他の者との間に意見の相違があるときは、その理由を詳細に記載した書面を作成し、本庁検査の検査員にあってはその書面を出納局長及び部長又は地方局長に、機関検査の検査員にあってはその書面を出納局長及び地方局長に提出しなければならない。

(検査の委任)

第21条 出納局長又は地方局長は、本庁検査又は機関検査について、特別の理由があるときは、他の機関に検査を委任することができる。この場合において、本庁検査の委任を受けた機関の長は、工事検査復命書を出納局長に提出しなければならない。

(適用除外)

第22条 土木工事については、次に掲げる書類及び図面の作成、整備又は添付を省略することができる。

- (1) 第10条第1項第5号及び第11条第3項第2号(第17条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する配線配管図
- (2) 工事完成出来形が設計図書の形状又は内容と相違がない場合の第9条第1項及び第2項第3号、第10条第1項第5号並びに第11条第3項第2号に規定する出来形展開図
- 2 建築工事については、第9条第1項及び第2項第3号、第10条第1項第5号並びに第11条第3項第2号に規定する出来形展開図の作成、添付又は提出を省略することができる。
- 3 一つの売買契約に係る工事の材料の購入、委託契約に係る地質調査及び測量、調査、設計等の検査又は検収については、この規程の趣旨に基づいてこれを行い、検査調書等については、工事材料(設備機器)検査調書(様式第8号)及び業務検査調書(様式第9号)によるものとする。
- 4 出納局長は、前3項に規定するもののほか、関係書類の作成、整備、提出又は手続等について、工事の内容、規模等に応じ、この規程の趣旨に反しない範囲内で、省略し、又は必要な事項を定めることができる。

(補則)

第23条 この規程に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 愛媛県土木工事検査規程(昭和50年4月愛媛県告示第326号)は廃止する。

附 則(平成9年4月30日告示第654号)

この規程は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(平成10年4月1日告示第576号)

この規程は、告示の日から施行する。

附 則(平成11年3月26日告示第465号)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日告示第619号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日告示第347号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第286号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

工事検査復命（済通知）書

年 月 日

様

検査員 所属 氏名 職 ⑩

完 成 復命
 年 月 日次の工事の既成部分検査を終わりましたから、関係書類を添えて します。
 中 間 通知

検査工事	所属年度	工事番号	施工箇所	路線、河川名等	工事名	設計工費 (入札に付すべき金額)	請負代金額
			第 号				円
指 摘 事 項	着工	年 月 日	設 計 概 要			工事請負者	
	完成	年 月 日				監 督 員	
記 事						立 会 人	

注 不要な文字又は欄は、抹消すること。

工事完成検査済証

年 月 日

工事請負者 様

検査員 所属 氏 名 ⑩
職

次の工事について、完成検査を終了し、工事の完成を確認したので、本書を交付します。

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 請負代金額 ¥ _____

修 補 工 事 請 求 書

年 月 日

工事請負者 様

検査員 所属 氏名 ⑩
職

次の工事について、 検査の結果、設計図書に適合しないので、下記のとおり
修補工事を請求します。

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 請負代金額 ¥ _____

記

- 1 修補事項及びその内容
- 2 修補工事完了の時期 年 月 日

注 本庁検査にあつては3部作成し、1部は地方局長を経由して工事の請負者に交付し、2部はそれぞれ工事検査復命書及び工事検査済通知書に添付し、機関検査にあつては2部作成し、1部は工事の請負者に交付し、1部は工事検査復命書に添付すること。

修 補 工 事 完 了 届

年 月 日

様

工事請負者 住所
氏名

印

修補請求のあった次の工事について、次のとおり修補工事を完了しました。

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 請負代金額 円 _____

記

- 1 修補事項及びその内容
- 2 修補工事完了の時期 年 月 日

既成部分検査確認書

年 月 日

工事請負者 様

検査員 所属 氏名
職

印

年 月 日付けで請求のあった工事の既成部分について、検査の結果、
次のとおり確認したので、本書を交付します。

記

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 請負代金額 ￥ _____

4 出来形金額 ￥ _____

業 務 検 査 調 書

1 業務調書

業務番号	第 号	業務の名称	
業務委託料	円	受託代表者氏名	
履行期限	年 月 日	完成年月日	年 月 日

2 業務検査成績

成果品目録	規格	数量	成績				検査認定に対する意見
			優	良	普	可	

上記の 業務は、 年 月 日完成検査の結果、仕様書、図面その他の指示事項に適合したものと確認します。

年 月 日

検査員 所属 氏 名 (印)

注 成績欄は、該当するものに○印を記入すること。